

岡崎市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年岡崎市条例第41号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、岡崎市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運営に関し、条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

（会議）

第2条 連絡協議会の会長（以下単に「会長」という。）は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ会議開催の日時及び場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむ得ない理由があるときは、この限りではない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認められるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長は、その結果を次の会議において報告しなければならない。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が連絡協議会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）第7条に規定する非開示情報

を含む事項について審議等を行う場合

会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合

（会議録）

第4条 会議の会議録は、原則として要点筆記により次に掲げる事項を記載するものとする。

開会及び閉会に関する事項

出席及び欠席をした委員の氏名

説明のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議題及び議事の要旨

前各号に掲げるもののほか、会長又は会議において必要と認めた事項

2 会議録及び会議資料は公開とする。ただし、前条各号に該当する場合は、会議録及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（庶務）

第5条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校指導課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。